



江蘇省夏季高温手当基準の調整について

対象	手当基準	
	旧基準 (2007年～2010年)	新基準 (2011年から)
屋外で作業する従業員と 高温作業場所で作業する 従業員	160 元/月/人	200 元/月/人
非高温作業場所で作業する 従業員	130 元/月/人	協議した上で手当基準を確定 する
支給期間	年間 4 ヶ月分で支給	6月、7月、8月、9月の4 ヶ月間

※なお、当該通達の強制力につきまして、弊社から江蘇省人力資源と社会保障庁にヒアリングしたところ、「夏季高温手当は法的な強制力は伴わない」と解釈されていた。但し、「実際の運用上の指針として強い影響力を持つものである。」と曖昧な位置づけとなっている。また、「企業側は本規定に基づいて、高温手当を全額支給しなければ、従業員は工会に苦情を訴えることができる。」との解釈だった。

次のページに「企業の夏季高温手当基準に関する通知（2011）」を添付する



企業の夏季高温手当基準に関する通知（2011）

蘇人社発「2011」268号

各市、県（市）人力資源と社会保障局、国税局、地税局、蘇州工業園区国税局、地税局、常熟市国税局、地税局、張家港保税区国税局、地税局、省国税局直轄分局、省地税局直轄稅務局：

作業場所における夏季の防暑降温業務を適切に行い、労働生産中に従業員の安全と健康を保障するため、「作業場所における夏季の防暑降温の更なる強化に関する通知」（衛監督発「2007」186号）の規定に基づき、江蘇省における夏季高温手当の基準について通知する。以下の通りである。

一、企業は、屋外で作業するよう従業員に指示する場合、及び作業場所の温度を33℃以下（33℃は含まれない）に下げるとの有効措置が取れない場合、従業員に対し、高温手当を支給しなければならない。具体的な支払い基準は、一人当たり毎月200元を支給し、支払期間は6月、7月、8月、9月の4ヶ月間となる。企業は、関連規定に基づき、上記の基準で支給した高温手当を税前控除することができる。

二、企業は、法律に従い健全な夏季高温手当支給制度を制定しなければならない。企業は従業員との間で、協議・契約締結・規則制定等の方法により、夏季高温手当支給対象となる職種等、及び非高温作業場所で作業する従業員の手当基準を確定する。企業は高温手当を支給すると同時に、夏季の作業場所における防暑降温をはかるため、各種の措置を取らなければならない。

三、企業は高温季節に際し、生産事情と具体的状況に合わせながら、作業員の勤務・休憩制度を適切に調整し、休憩時間を合理的に増やし、残業を控え、高温時間帯での作業時間を短縮し、労働強度を減らすことにより、安全生産及び従業員の健康と安全を保障する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

四、各人力資源社会保障部門は、企業は高温、高湿作業現場における労働保障法律法規の遵守状況、特に、従業員の作業時間、休憩時間、賃金、女性従業員と未成年従業員の労働保護状況を重点的に検査し、企業の防暑降温対策の策定及び実施を督促することにより、従業員の合法権利を確保する。

江蘇省労働と社会保障庁、国家税務局、地方税務局発の「企業従業員夏季防暑降温費用基準に関する通知」（蘇勞社勞薪「2007」18号）は、同時に廃止となる。

江蘇省人力資源と社会保障庁

江蘇省国家税務局 江蘇省地方税務局

二〇一一年六月二十七日